

所沢市議会会議規則の一部を改正する規則

所沢市議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第9節 会議録（第76条―第80条） 」 を

「 第9節 公聴会、参考人（第76条―第82条）
第10節 会議録（第83条―第87条） 」 に、「第81条―

第85条」を「第88条―第92条」に、「第86条―第102条」を「第93条―第109条」に、「第103条・第104条」を「第110条・第111条」に、「第105条―第115条」を「第112条―第122条」に、「第116条・第117条」を「第123条・第124条」に、「第118条―第127条」を「第125条―第134条」に、「第128条―第134条」を「第135条―第141条」に、「第135条―第139条」を「第142条―第146条」に、「第140条―第148条」を「第147条―第155条」に、「第149条―第154条」を「第156条―第161条」に、「第155条」を「第162条」に、「第156条」を「第163条」に、「第157条」を「第164条」に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第130条」を「第137条」に改める。

第157条を第164条とし、第150条から第156条までを7条ずつ繰り下げる。

第149条第2項中「第104条」を「第111条」に改め、同条を第156条とする。

第148条を第155条とし、第135条から第147条までを7条ずつ繰り下げる。

第134条中「処理するものとする」を「処理することができる」に改め、

同条を第141条とする。

第133条を第140条とし、第97条から第132条までを7条ずつ繰り下げる。

第96条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第103条とする。

第95条を第102条とし、第76条から第94条までを7条ずつ繰り下げる。

第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第76条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第79条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得な

ければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第80条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第82条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、第79条、第80条及び第81条の規定を準用する。

別表中「第155条」を「第162条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。